

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月18日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 2日から 令和 8年 9月 9日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 9月16日 午前 9時30分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年10月 7日 午前 9時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月24日 午前 9時00分から 令和 8年 9月24日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 590, 000 3, 672, 000	一括	918, 000	100, 434	0
1	3, 700, 000				
2	890, 000				



物 件 目 録

1 所 在 愛西市内佐屋町佐屋河原
地 番 32番3
地 目 宅地
地 積 363.65平方メートル

2 所 在 愛西市内佐屋町佐屋河原 32番地3
家屋 番号 32番3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 122.38平方メートル
2階 89.35平方メートル

(現況)

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
床 面 積 1階 122.38平方メートル
2階 89.35平方メートル
3階 約33.80平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 1日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の占有権限は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 愛西市内佐屋町佐屋河原

地 番 32番3

地 目 宅地

地 積 363.65平方メートル

2 所 在 愛西市内佐屋町佐屋河原 32番地3

家屋 番号 32番3

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 122.38平方メートル
2階 89.35平方メートル

(現況)

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建

床 面 積 1階 122.38平方メートル
2階 89.35平方メートル
3階 約33.80平方メートル



令和 7 年(ケ)第 238 号

令和 7 年 10 月 15 日受理

令和 8 年 1 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 佐 藤 哲 也

物 件 目 録

1 所 在 愛西市内佐屋町佐屋河原
地 番 32番3
地 目 宅地
地 積 363.65平方メートル

共有者 持分3分の1
共有者 持分3分の1
共有者 持分3分の1

2 所 在 愛西市内佐屋町佐屋河原 32番地3
家屋 番号 32番3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 122.38平方メートル
2階 89.35平方メートル

所有者

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が物件1土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物) 種類: ☒ 構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建て ☒ 床面積:1階122.38平方メートル 2階89.35平方メートル 3階約33.80平方メートル			
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☐ 土地共有者 ☒ その他の者(B) 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■全部 □	
占有者		□債務者 ■B	
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人(■A、Bの子)の陳述／□提示文書()の要旨			
占有権原		□貸借権 □使用借権 ■不明	
占有開始時期		年 月 日	
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
	貸主	□所有者 □その他の者 ()	
当事者	借主	□占有者 □その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他			
執行官の意見		□上記のとおり □下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A、Bの子（債務者兼所有者らの子）	1 私はA、Bの娘で、CはA、Bの息子です。A、Bは離婚してAは海外に住んでおり、Bは施設に入所しているので、物件2建物には現在誰も住んでいません。 2 Bは以前建築業を行っており、物件2建物は、平成7年にモデルハウスとして建築されました。モデルハウスなので、西側外壁にはソーラーの宣伝が残ったままになっています（写真③）。 3 建設業を行っていたときは、洋室1を事務所として使用していましたが、晩年リサイクル業を行ったところからリビング・ダイニングを事務所として使用していました。 4 物件2建物には、両親の離婚後Bが住み始めました。私やCも住んでいたことがあります。室内では10年くらい前までは小型犬を1匹飼育していました。 5 物件2建物は、和室1など雨漏りをする箇所が複数あります。また風呂などシロアリに食われている箇所も複数あります。 6 物件2建物にはソーラーシステムが設置されていますが、どのような構造なのかわかりません。キッチン横にコントロールパネルが設置されていますが、現在操作はできません。 7 物件1土地は、水害の被害はありませんが、バルコニーの排水が詰まり、バルコニーに溜まった雨水が洋室2に入ってきたことがありました。 8 物件1土地の境界については、近隣居住者と間で争いになったことはないと思います。 9 物件2建物がAの単独名義になっていることは知りませんでした。AとBが婚姻中に建築されたもので、離婚後も主にBが占有していました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■占有関係について

- 1 A、Bの子の陳述、現認使用状況等から2枚目及び3枚目のとおり認定した。なお、物件2建物はAの所有であるが、A、B離婚後もBが占有していることについては、黙示の使用借と判断した。
- 2 Aは海外に在住のため、意見聴取は行っていない。

■物件1土地の現況について

- 1 南側及び東側を道路に接する四角形の宅地である（土地建物位置関係図（概略）参照）。
- 2 境界については、各境界杭については確認することができなかった。

■物件2建物の現況について

- 1 全部事項証明書上は、平成7年8月10日新築の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建てであり、ソーラーシステムの設置に伴い3階に未登記の機械室がある（写真⑩）。
- 2 モデルハウスとして建築されたことから、玄関の前に風除室があり、来客に備えて玄関も広く設計され、ホールは吹抜けとなっている。ただし、吹抜けの照明は天井から吊るされる仕様となっており、電球の交換には同照明を下ろす必要があるが、現在はその電動装置が故障しているため下せなくなっている。
- 3 室内は、経年相応の傷みや汚れ以上に状態は悪く、2階洋室2からバルコニーへ出入りする窓が完全には閉まらないこと、雨漏り箇所が複数あること、3階天窓が腐食している箇所があること、扉が床に擦れている箇所も散見された。また、シロアリによる被害箇所も散見された（一部について写真⑦⑧）。
- 4 屋根にはソーラーパネルが設置されており、3階機械室で空気を温め、パイプを通じて1階トイレ、洗面、廊下、階段下、リビングダイニング（2箇所）にある吹出口から熱風が出るようであるが、現在は使用できないとのことである。1階にあるコントロールパネルは点灯しており、通電はしているものの再度使用できるか否かは不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 10月15日 (水) 9:00 — 9:10	名古屋法務局	土地建物全部事項証明書交付申請
R7年 10月17日 (金) 9:00 — 9:10	名古屋法務局	公図及び建物図面等交付申請
R7年 10月21日 (火) 12:40 — 13:05	物件所在地	現地確認、物件1土地及び物件2建物(外観)の写真撮影
R7年 10月22日 (水)	郵便	B及びCに照会書送付
R7年 11月7日 (金)	郵便	B及びCに対し、期日通知送付
R7年 11月26日 (水) 15:00 — 16:50	物件所在地	現地確認、物件1土地及び物件2建物(室内)の写真撮影、A Bの子立会・聴取

(特記事項)

☒ 令和 7年11月26日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予測されたので、解錠技術者を同行して臨場した。
職務調査の適正確保のため、立会人を立ち会わせて調査を行った。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて
建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

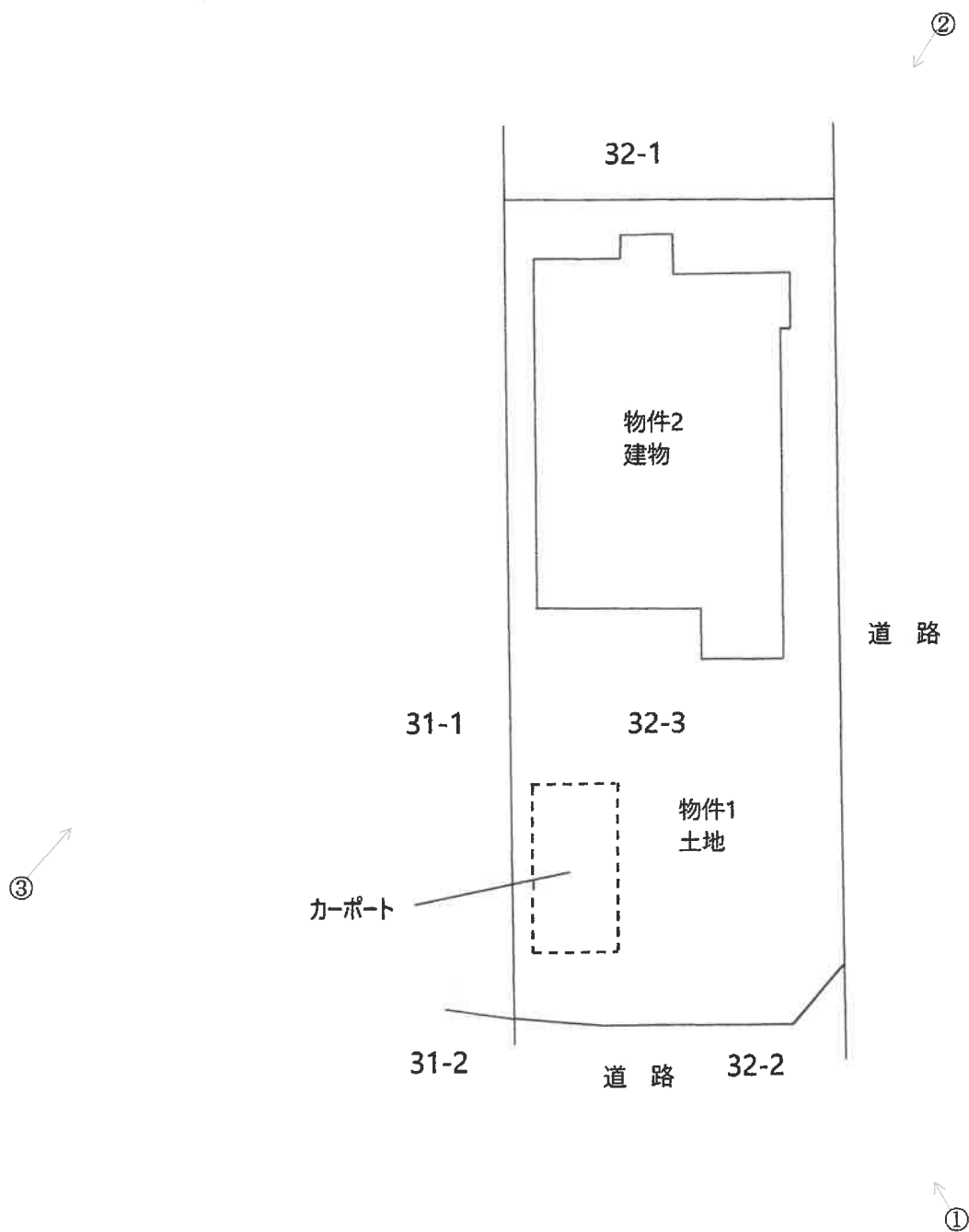
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

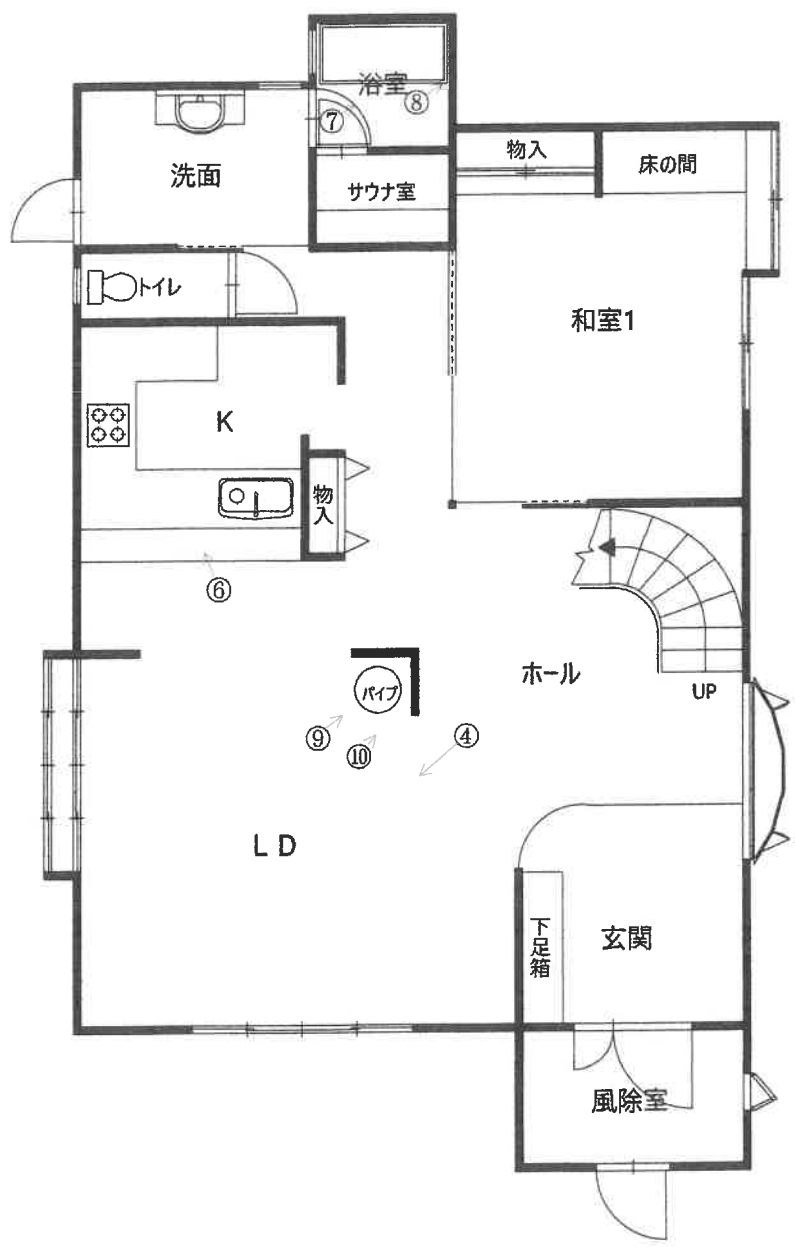
目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

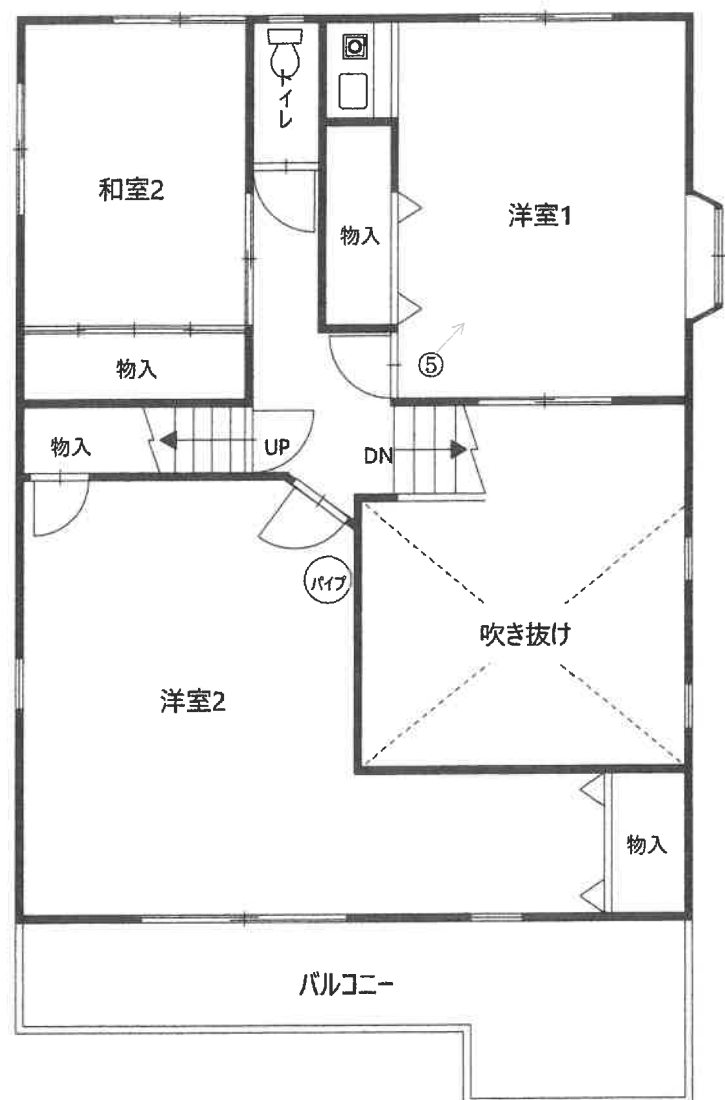
令和7年（ケ）第238号
土地建物位置関係図（概略）



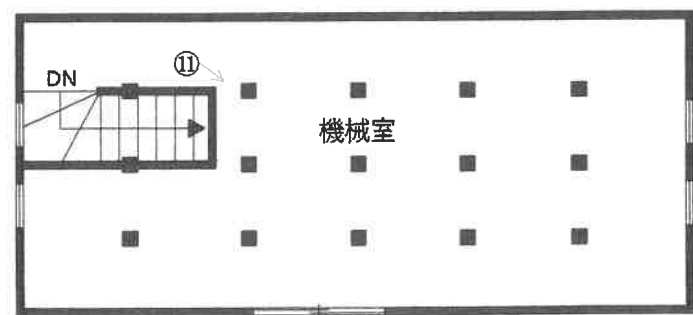
写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号



1階



2 階



3 階（未登記）
※約33.80㎡

写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号



① 物件1 土地を含む物件2 建物の外観



② 物件1 土地を含む物件2 建物の外観



③ 物件1土地を含む物件2建物の外観



④ リビング・ダイニング



⑤ 洋 室1



⑥ キッチン



⑦ 浴室



⑧ 檜風呂の浴槽及び壁がシロアリに食われた状況



⑨ リビングのパイプの状況



⑩ パイプからの吹出口の状況



⑪ 3階機械室の状況

令和7年 (ケ) 第238号
令和7年 10月17日受理
令和7年 11月26日現地調査
令和8年 1月13日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 和徳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,590,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3,700,000 円
物件2 (建物)	金 890,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	愛西市内佐屋町佐屋河原 32番3 宅地 363.65平方メートル	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	愛西市内佐屋町佐屋河原 32番地3 32番3 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 122.38平方メートル 2階 89.35平方メートル	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
2	・本件建物は3階に未登記部分「約33.80㎡」の機械室がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄尾西線「佐屋」駅 北西方 道路距離約1,500m 愛西市巡回バス「千本桜公園」停 北方 道路距離約350m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	幹線道路背後に一般住宅、事業所、農地等が混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60% 200% — 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 363.65㎡ 間口 約12.5m、奥行 約29.5m ※南側を間口として計測。 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状況	物件1の土地は、南側で幅員約8mの舗装市道、東側で幅員約2.3mの舗装市道とそれぞれほぼ等高にて接面している。 南側道路は建築基準法第42条1項1号の道路、東側道路は建築基準法第42条2項の道路である。従って、建物建築等に際しては、東側でセットバックが必要である。	
土地の利用状況等	物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。 物件1の土地の北側は一般住宅、東側は道路、南側は道路、西側は農地である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし（個別浄化槽）	
土壤汚染の可能性の調査	土壤汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和51年まで遡って調査した結果、物件2建物が建築される以前は農地等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	・本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・本件土地は愛西市高潮ハザードマップによると、想定し得る最大規模の降雨等による浸水想定区域内の周辺に存する。 ・登記内容より、対象地について平成6年12月23日宅地への地目変更がなされている。都市計画の線引きは昭和45年11月24日であり、対象地は市街化調整区域内に存する、いわゆる「線引き後宅地」に該当する。従って、建替え等に際しては愛西市都市計画課及び愛知県尾張建設事務所への確認が必要である。尚、愛西市都市計画課聴取内容によると、物件2建物について「専用住宅」として建築許可（平成6年8月31日付）を取得して合法的に建築されている模様である。	

特 記 事 項 の 続 き	・本件土地の南西側にカーポートが設置されていた（土地建物配置図（概略）参照）。
------------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建 築 年 月 日 (登記記載) 平成7年8月10日新築 経 過 年 数 約 30 年 経済的残存耐用年数 約 0 年
仕 様	構 造 木造3階建 屋 根 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 サイディング、吹付塗装等 内 壁 クロス、板張り等 天 井 クロス、板張り等 床 フローリング、畳等 設 備 電気、水道、ガス（プロパンガス） その他 O.Mソーラー設備あり（特記事項参照）
床面積（現況）	1階 122.38㎡ ※3階未登記部分を含む（建物間取図（概 2階 89.35㎡ 略）参照）。 3階 約33.80㎡ 合計 約245.53㎡
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 4LDK+機械室 (附属資料6 建物間取図（概略）のとおり)
品 等	普通
保守管理の状 態	やや劣る
建物の利用状 況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特 記 事 項	・未登記の3階部分（機械室）がある（建物間取図（概略）参照）。尚、面積は現地での概測数量であることに留意が必要である。 ・屋根にO.Mソーラー設備（太陽熱を屋根で集めて床下に蓄え、家全体を暖めるシステム）があり、3階部分が機械室であり、1階の床下までパイプで繋がれている。但し、当該設備について、近年メンテナンスされた形跡は見られず、使用の可否は不明。 ・浴室（サウナ室含む）で木製浴槽の一部が腐朽するなど、酷く劣化していた。 ・2階の洋室2の南側で、バルコニーの排水不良等が原因と思われる床の傷みが認められた。 ・2階の洋室1及び階段の扉が開閉不良であり床面に引きずり傷が認められた。 ・建築年から推測するとアスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	29,500	0.76	363.65	0.90	7,340,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 愛西-4

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 27,300\text{円/㎡} & \times & 99.3/100 & \times & 100/100 & \times & 100/92 & = & 29,500\text{円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：角地 1.00 × 台形 1.00 = 1.00

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：角地 1.02 × セットバック 0.93 × 線引き後宅地 0.80 = 0.76

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	176,000	245.53	0.02	860,000

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= [\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{ \text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経済的} \\ &\quad \text{残存耐用年数}0\text{年} + \text{経過年数}30\text{年}) \}] \times (1 - \text{観察減価等}30\%) = 0.02 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,340,000	0.10	場所的利益	730,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) [(ア±イ)-ウ]×エ ×オ
1	7,340,000	-730,000		0.8	0.7	3,700,000
2	860,000	+730,000	0	0.8	0.7	890,000
一括価格（合計）						4,590,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：建物の間取りや設備がやや特殊であること及び市街化調整区域内の不動産需要の動向を考慮の上、市場性修正を判定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

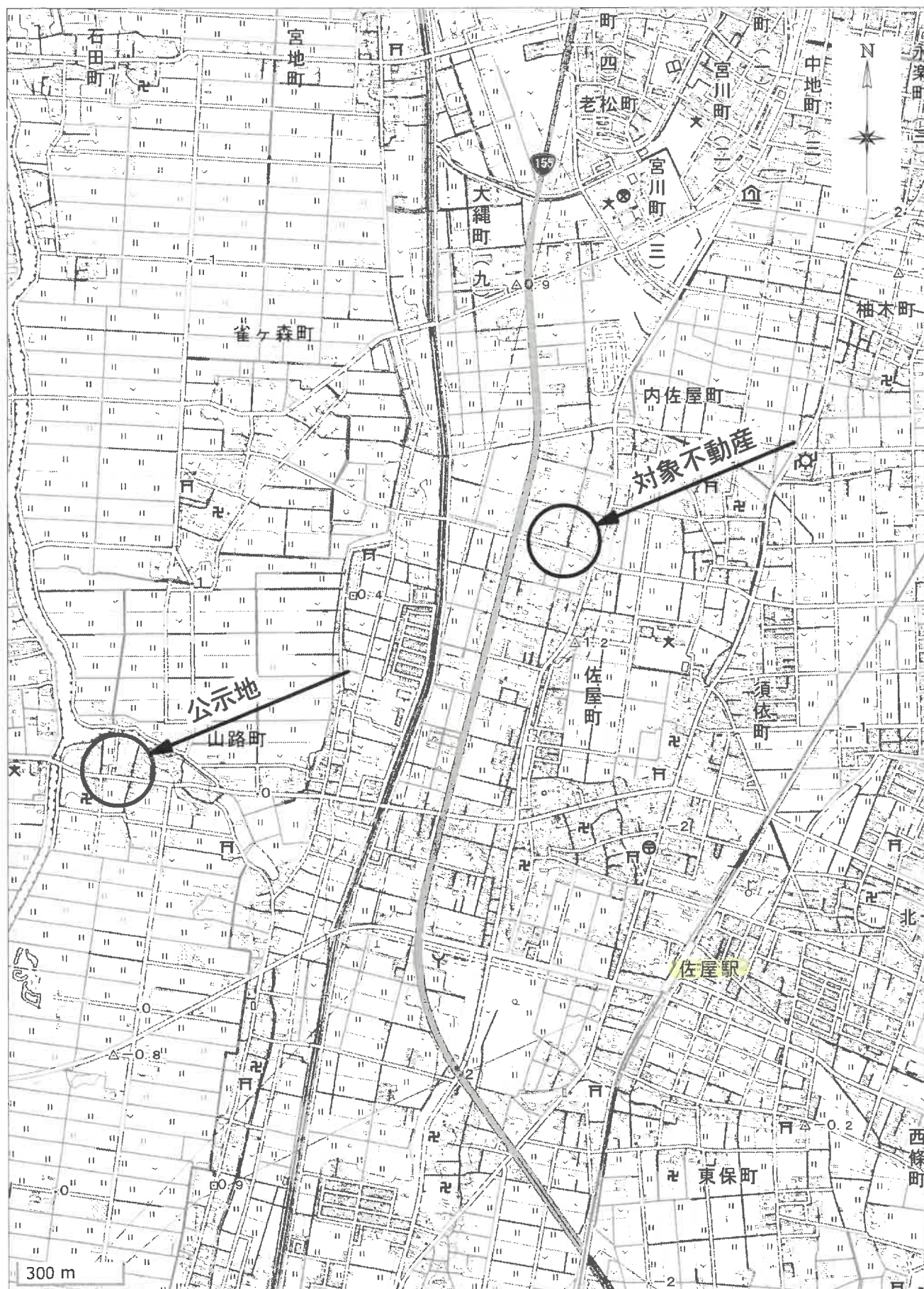
地価公示価格（愛西-4）

所 在：愛西市山路町西郷付4番
価 格：27,300円／㎡
位 置：名鉄尾西線「佐屋」駅の西方道路距離約1,800m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：396㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南側幅員6.8m市道に接面、西側側道
用途指定等：市街化調整区域（建ぺい率60％、容積率200％）
地域の概要：農家住宅、店舗、農地等が混在する既成住宅地域

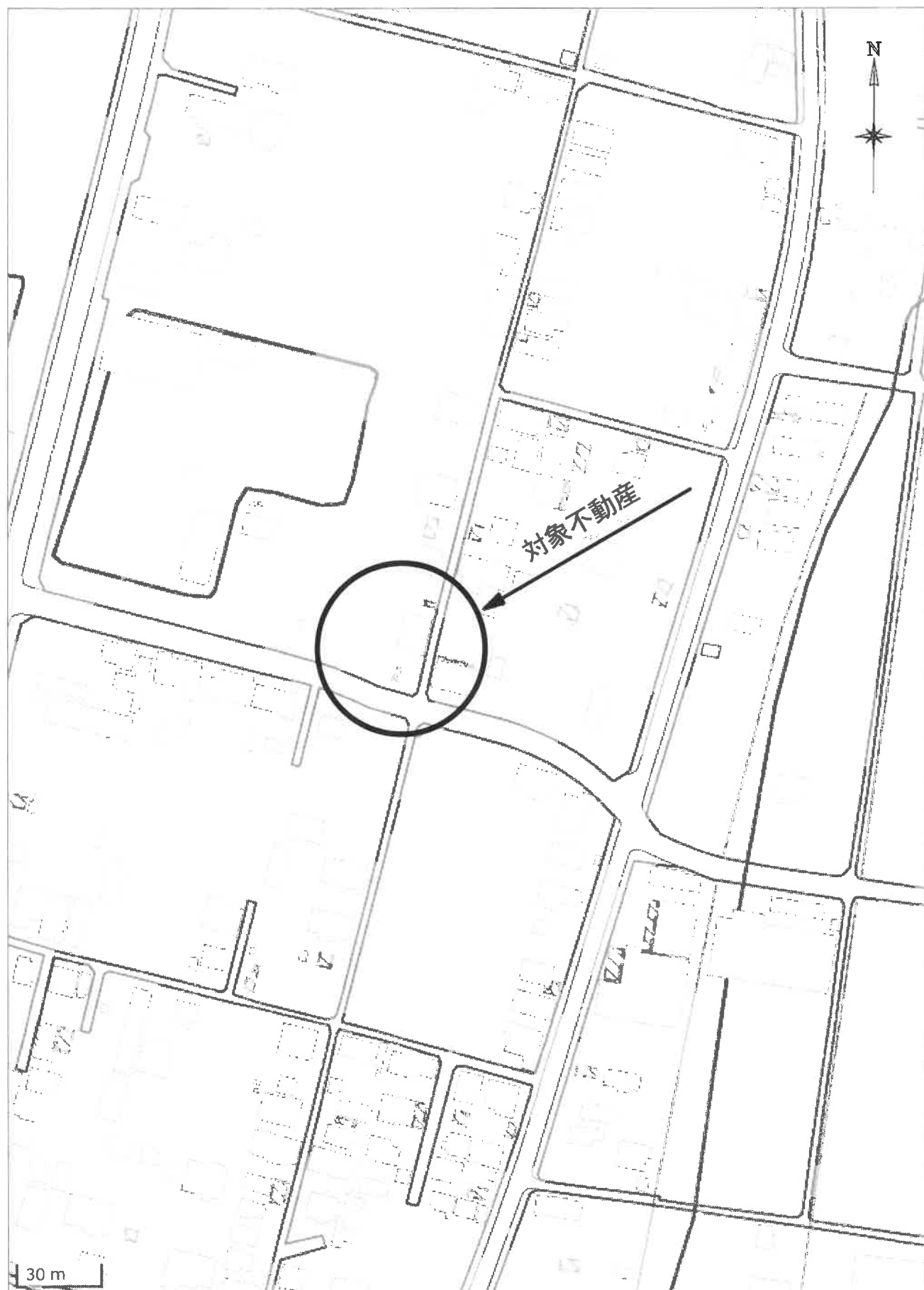
第7 附属資料

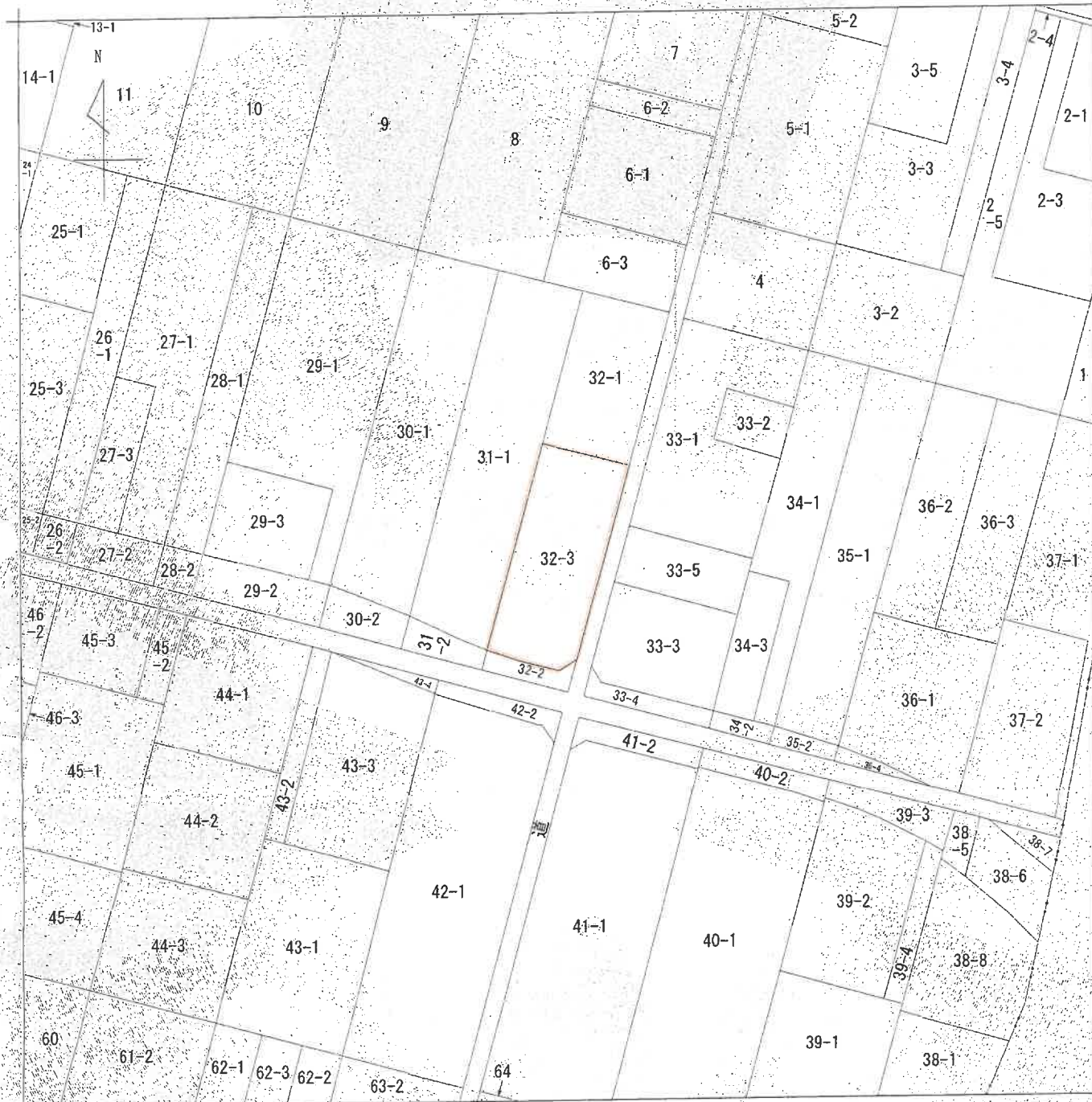
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

位置図



付近案内図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域
見出

内佐屋町
佐屋河原

請求部	所在	愛西市内佐屋町佐屋河原			地番	32番3		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月28日

名古屋法務局津島支局

地図整理番号：M30994

登記官

登記年月日：平成7年11月1日

5201169

各階平面図

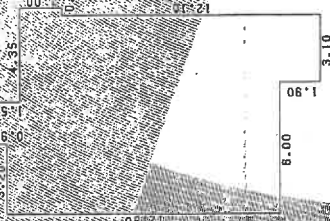
家屋番号 32-3

建物図面

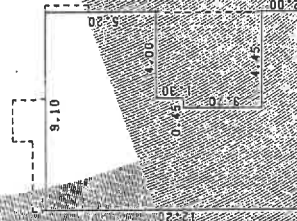
建築物の所在 知事郡佐屋町大字内佐屋字佐屋河原32番地 3

平成17年4月1日行政区画を愛西市内佐屋町と変更

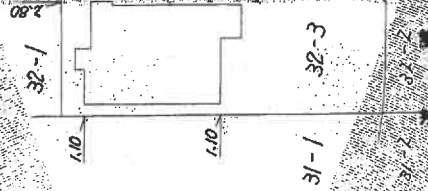
1 階



2 階



道路



A4判に縮小



作製者

印

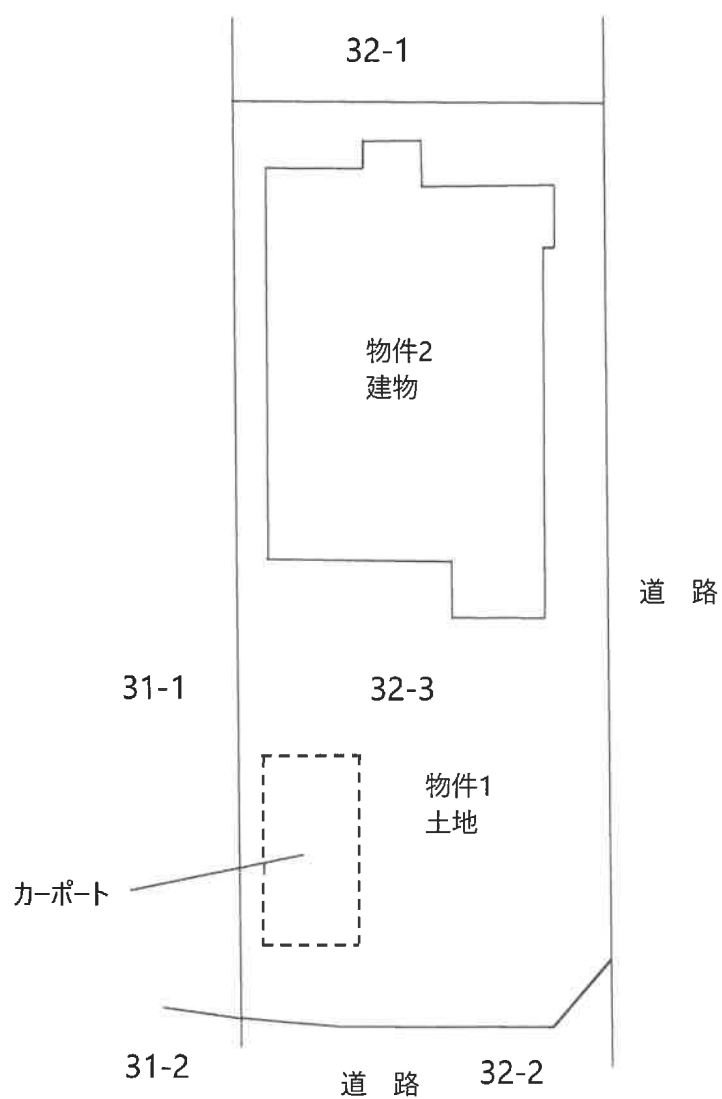
250

申請

縮尺

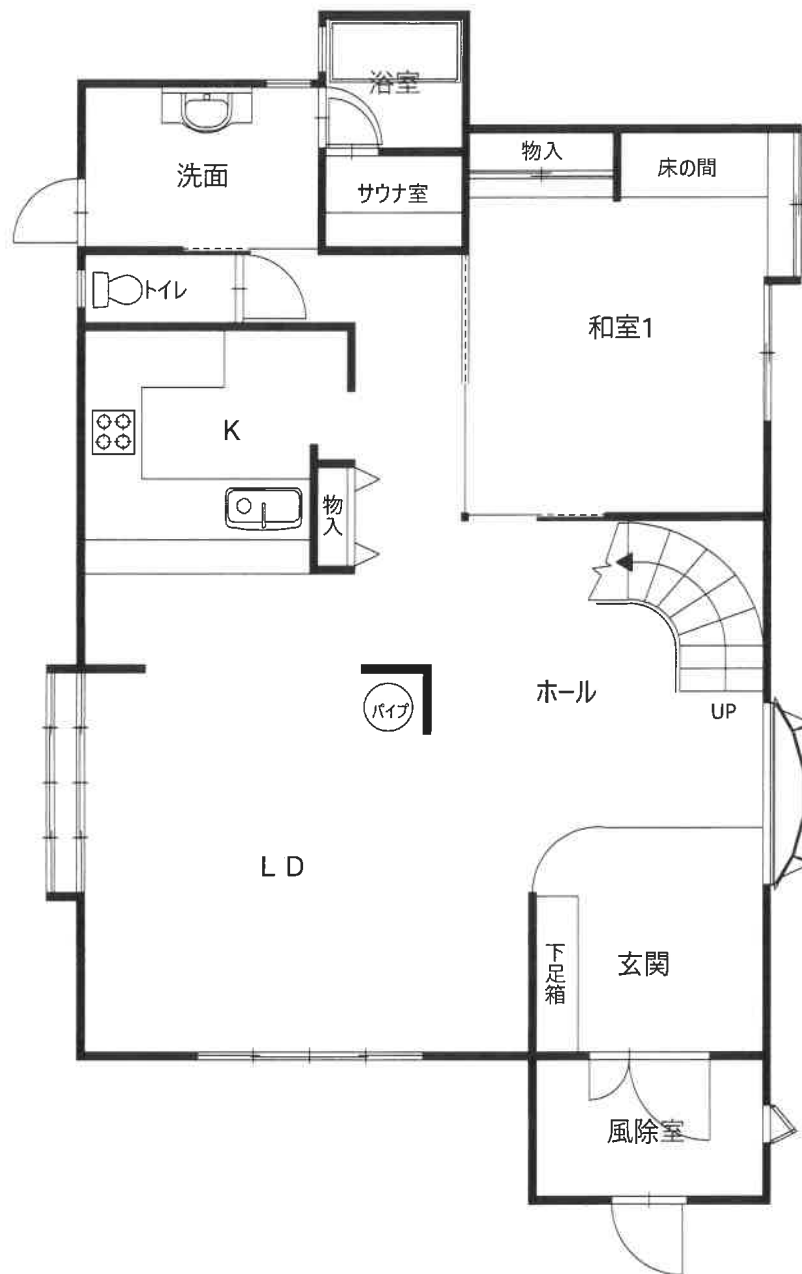
1/500

令和7年（ケ）第238号
土地建物配置図(概略)



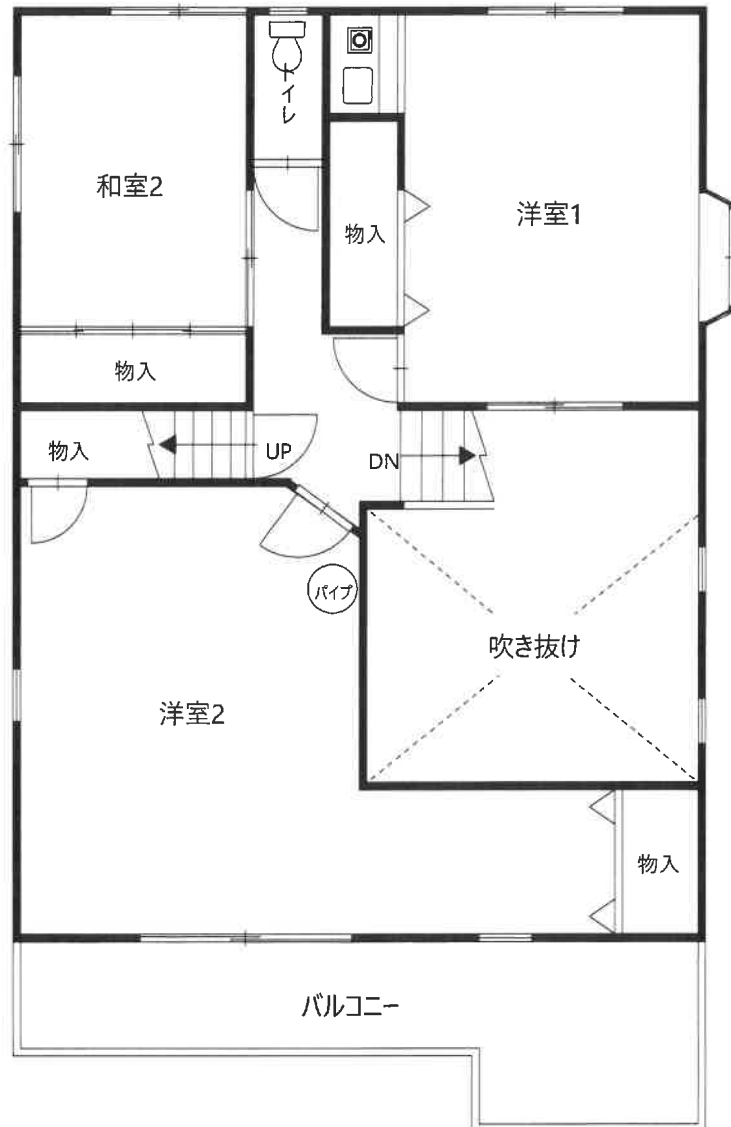
S=1/250

令和7年（ケ）第238号
建物間取図（概略）

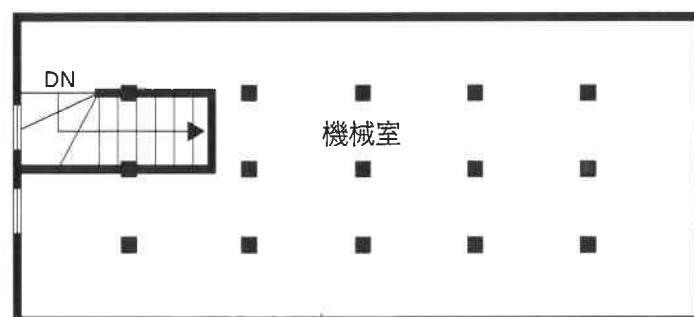


1 階

令和7年（ケ）第238号
建物間取図（概略）



2 階



3 階（未登記）

※約33.80㎡

現況写真 ①



②

